

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度  
手続ガイドブック

茅ヶ崎市

## 目次

1	パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ	1 ページ
2	パートナーシップとは	2 ページ
3	宣誓することができる方	3 ページ
4	パートナーシップ宣誓の流れ	4 ページ
5	宣誓時に必要な書類	6 ページ
6	宣誓後について	7 ページ
7	自治体間連携について	8 ページ
8	Q&A	9 ページ

参考 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱

## 1 パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ

---

茅ヶ崎市は、「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」に取り組んでいます。その一環として、性的マイノリティをはじめ様々な事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添っていくために、2021（令和3）年4月から「茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

さらに、2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）で、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結し、2022（令和4）年2月1日より自治体間連携も開始しました。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして、宣誓されたことを証明するものです。

この制度により、宣誓された方が自分らしく生活されることを応援するとともに、市民、事業者など、周囲の理解促進を図っていきます。

## 2 パートナーシップとは

---

茅ヶ崎市におけるパートナーシップの定義は、

「互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係」としています。

同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシャル（無性愛者。例愛感情や性愛の感情を抱かない人）など、一方又は双方が性的マイノリティの方々も対象となります。

※セクシャリティの用語、定義については、新たに生まれる可能性があります。

また、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を利用することをせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象です。

### 3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件をすべて満たしている必要があります。

#### (1) 成年に達していること

満18歳以上の方

#### (2) 茅ヶ崎市に住民登録があること、または転入を予定していること

お二人とも市内に住所を有していること、または一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。

※市内に転入予定の場合

宣誓の際に転入予定日を御記載ください。また、宣誓日から3か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出（郵送も可能です。）してください。なお、3か月以内に提出がない場合には、当該宣誓を無効にし、交付番号を市ホームページに公開する場合があります。

#### (3) 現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）

- ・ 個人事項証明書（戸籍抄本）等を提出してください。
- ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。
- ・ 海外で同性婚をしているお二人の場合は宣誓可能です。
- ・ 海外でパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は宣誓可能です。

#### (4) 現に宣誓しようとする方以外の方とパートナーシップがないこと

- ・ 宣誓しようとする方以外の方と、すでに本市のパートナーシップ宣誓や同様の制度を実施している他の自治体等でパートナーシップの宣誓等を行っている方は宣誓できません。

#### (5) 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

- ・ 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）  
→ 祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、兄弟姉妹の子 等
- ・ 直系姻族の間（民法第735条）  
→ 配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等
- ・ 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間

（民法第736条）

※パートナーシップのあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後は宣誓をすることができます。

## 4 パートナーシップ宣誓の流れ

### (1) 電話又はメールで宣誓日の予約（予約先：多様性社会推進課）

- ・ 宣誓を希望する日の原則7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話又はメールで予約をしてください。

※予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

- ・ 宣誓日時・場所・必要書類等の調整、確認を行います。
- ・ 宣誓日時は、状況等により御希望に添えない場合があります。

※宣誓ができる日時：平日9時～16時（12時～13時を除く）

#### 予約連絡先

#### 多様性社会推進課

○電話：0467-81-7150

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時～17時（12時～13時を除く）

○メール：tayousei@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話での連絡事項、メール時の記載事項

- ①宣誓希望日・時間帯（午前・午後など）の第3希望まで
- ②宣誓されるお二人の氏名とふりがな  
※通称名の使用を希望される方は、戸籍上の氏名も必要です。
- ③代表者の方の日中の連絡先の電話番号

※宣誓日時等が確定した旨を市から回答した時点で、予約は成立します。

### (2) パートナーシップ宣誓（場所：多様性社会推進課）

- ・ 予約した日時に必要書類（6ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人揃ってお越しください。
- ・ 市の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、御提出いただきます。
- ・ 提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
- ・ 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期する場合があります。

**宣誓場所：茅ヶ崎市役所本庁舎2階相談室 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1**

※地図は、最終ページに記載しています。

※電車でお越しの場合…JR 東海道線茅ヶ崎駅下車、北口を出て徒歩7分

※バスでお越しの場合…市民文化会館前バス停下車

(神奈川中央交通 コミュニティバス)

※お車でお越しの場合…市役所駐車場の他、茅ヶ崎第3・第4駐車場

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」、御希望に応じて「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- ・ 書類の不備等がなければ、原則即日交付します。

※受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予め御了承ください。

#### <受領証イメージ (A4サイズ)>

様式第2号



第 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとし、自分らしく生活されることを応援します。

茅ヶ崎市長 印

注意事項

- この受領証は、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の趣旨に従って取得してください。なお、この受領証は法的効力を有するものではありません。
- 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
  - 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
  - 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合を除く。）。
  - 宣誓が無効になったとき。
  - その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 次の場合は、宣誓を無効とします。
  - 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
  - 宣誓の対象者の要件の規定に反しているとき。
  - 転入予定の場合、期日までに転入の書類を提出しないとき。
- 返還され、又は無効とした受領証等の交付番号を公表することがあります。

通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名等 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。この受領証は、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

（発行：茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課）

#### <受領証カードイメージ (免許証と同じサイズ)>

 パートナーシップ宣誓書受領証カード

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

第 号

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市長 印

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。このカードは、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

（発行：茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課）

（通称名を使用している場合）

通称名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

緊急連絡先（記入は自由です。）

私**本人**が急病やけが等で万が一の場合、**パートナー**へ連絡してください。

**パートナー** 本人

連絡先 \_\_\_\_\_ 自署 \_\_\_\_\_

## 5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

### (1) 住所の確認をする書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）

- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行された住民票の写し等を1通ずつ提出してください。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は記載不要です。

### (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（個人事項証明書（戸籍抄本）等）

- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行された個人事項証明書（戸籍抄本）等を1通ずつ提出してください。
- ・ 個人事項証明書（戸籍抄本）は、本籍地の市町村に請求してください。（請求方法は本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。）
- ・ 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する、配偶者がいないことを確認できる書類「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」に、日本語訳を添付して提出してください。

### (3) 本人確認ができる書類

- ・ お二人のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど次の書類を提示してください。（有効期限があるものについては、期限内のものに限ります。）

1点の提示で足りるもの（例）	2点以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ マイナンバーカード（個人番号カード）</li><li>・ 旅券（パスポート）</li><li>・ 運転免許証</li><li>・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）</li><li>・ 在留カード又は特別永住者証明書</li><li>・ 身体障害者手帳</li><li>・ 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）</li><li>・ 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証</li><li>・ 国民年金手帳</li><li>・ 各種医療証</li></ul> <p>※顔写真付きの学生証</p> <p>※法人が発行した顔写真付きの身分証明書</p> <p>※国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書</p> <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類（健康保険証等）と組み合わせて提示してください。</p>

### (4) 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

- ・ 通称名の顔写真付き社員証、通称名と住所が記載された郵便物 等
- ※通称名の使用を御希望される方のみ必要です。

## 6 宣誓後について

転入後の手続き、再交付及び返還の場合も、事前に電話又はメールで予約してください。

### (1) 転入予定で宣誓をされた方の転入後の手続き

転入予定で宣誓をされた方は、宣誓日から3か月以内に茅ヶ崎市に転入の届出をし、市内に転入したことが確認できる住民票の写しを提出してください。郵送も可能ですが、電話又はメールで事前連絡をしてください。

### (2) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により、再交付を申請することができます。

紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証又は受領証カードを再交付します。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを返還する必要があります。

- ・当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合
- ・一方または双方が市外に転出した場合（自治体間連携協定を締結した他の地方公共団体に転出し、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合を除く。）

※転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、住所住民の異動は行わず一時的に市外に異動される場合は除きます。

- ・宣誓が無効になったとき
- ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※パートナーの一方が死亡した場合は、返還する必要はありません。ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合は、すべての交付書類を返還する必要があります。

#### ※パートナーシップの無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を市のホームページ上などで公表する場合があります。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき
- ・虚偽の宣誓を行ったとき
- ・宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ・宣誓の要件に反しているとき
- ・（転入予定で宣誓している場合）宣誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

## 7 自治体間連携について

茅ヶ崎市と自治体間連携協定を締結している他の地方公共団体との間で転出入する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、自治体間連携協定については、市ホームページで御確認ください。

### (1) 茅ヶ崎市から転出する場合

茅ヶ崎市と自治体間連携協定を締結している他の地方公共団体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

### (2) 茅ヶ崎市に転入する場合

- ・自治体間連携協定を締結している他の地方公共団体から茅ヶ崎市に転入する場合は、茅ヶ崎市の宣誓書受領証等を改めて発行します。
- ・基本的な手続きは宣誓の時と同じです。
  - 4ページの「パートナーシップ宣誓の流れ」を参照してください。
- ・予約した日時にお二人の次の必要書類を持参のうえ、必ずお二人で来館してください。
  - (1) 転入前の地方公共団体での交付書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）
  - (2) 茅ヶ崎市に転入したことがわかる、現住所を確認する書類  
(手続から3か月以内に発効された住民票の写し又は住民票記載事項証明書)
  - (3) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
    - ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限る。
- ・市職員の前でパートナーシップ宣誓の継続申告を行い、「パートナーシップ宣誓継続申告書」に自署し、提出してください。
- ・提出書類と宣誓継続申告書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
- ・通称名を希望する場合は、日常において通称名を使用していることが確認できる書類の提出が必要です。（6ページの「宣誓時に必要な書類」を参照してください。）
- ・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期する場合があります。

#### 【御予約前に御確認ください】

- ・継続申告をすると、茅ヶ崎市から転入前の地方公共団体に、氏名等や継続申告があったことを通知します。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還など茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度の取扱いになります。

## 8 Q & A

### **Q 1 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違うのですか？**

婚姻は、民法が定める法律行為であり相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、茅ヶ崎市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力は有しません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って、協力し合うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしく茅ヶ崎市で生活されることを応援する制度です。

### **Q 2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？**

欧米等を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。

一方、茅ヶ崎市が行うパートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

### **Q 3 宣誓に費用はかかりますか？**

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

### **Q 4 宣誓書受領証は即日交付されますか？**

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。

なお、即日交付する場合でも、内容確認等のために1時間程度を要しますので、御了承ください。

### **Q 5 養子縁組をしています、宣誓をすることはできますか？**

宣誓をされるお二人が、養子と養親の関係にある場合は、宣誓をすることができません。ただし、養子縁組を解消した後は、宣誓をすることができます。

### **Q 6 通称名は使用できますか？**

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証と受領証カードの裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

## **Q 7 同居していないと宣誓できませんか？**

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして共同生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約した関係であることが必要です。

## **Q 8 茅ヶ崎市民でないも宣誓できませんか？**

具体的には、次のいずれかの場合に宣誓することができます。

- ・ 宣誓者の双方が茅ヶ崎市にお住まいの場合
- ・ 宣誓者の一方が茅ヶ崎市にお住まいで、他方が市内へ3か月以内に転入予定の場合

→ 宣誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出してください。この場合は郵送での提出も可能ですが、電話又はメールで事前連絡をしてください。

## **Q 9 海外で同性婚をしているのですが、宣誓できますか？**

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。必要書類などの詳細については、お問い合わせください。

## **Q 10 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？**

代理人による宣誓はできません。お二人揃って窓口にお越しください。

ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口に来ることができない場合には、御相談ください。

## **Q 11 宣誓は、どこで行うのですか？**

文化スポーツ部多様性社会推進課（茅ヶ崎市役所本庁舎2階）で行います。

プライバシーに配慮し、基本的に個室での対応を行います。

## **Q 12 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか？**

市外（自治体間連携をしている他の地方公共団体に転出する場合を除く。）に転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届を提出し、交付した宣誓書受領証等を返還してください。

なお、市内で転居する場合は、特段の手続きは必要ありません。

## **Q 13 自治体間連携をしている他の地方公共団体から茅ヶ崎市に転入する予定ですが、転入前でも継続申告ができますか？**

継続申告する時点で、一方は茅ヶ崎市にお住まいであることが必要です。一方が転入後であれば、他方は3か月以内に転入予定であっても継続申告ができます。ただし、継続申告を行う日の予約は転入前でも可能です。

**Q 1 4 自治体間連携をしている他の地方公共団体から茅ヶ崎市に転入し、継続申告を行う場合も2人で手続きに行く必要がありますか？**

お二人で、文化スポーツ部多様性社会推進課（茅ヶ崎市役所本庁舎2階）へいらしてください。

**Q 1 5 受領証等にはどのような使い道がありますか？**

行政手続きでは、宣誓された市町村にある県営住宅（世帯向け住宅）や市営住宅の入居申込、災害見舞金や犯罪被害者支援死亡見舞金等の申請ができるようになります。また、携帯電話の家族割、生命保険の受取人指定等の民間サービスも活用できる場合がありますので、事業者等へ確認してください。

## 参考 茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指し、パートナー関係にある二者がその自由な意思により行うパートナーシップ宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(対象者の要件)

第3条 宣誓又は継続申告（本市内への転入前に、本市とパートナーシップ宣誓制度に係る連携協定を締結している他の地方公共団体（以下「締結自治体」という。）において、次条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項及び第2項に規定する交付書類に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。以下同じ。）（以下これらを「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓等をしようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓等をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができない続柄（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。次条に規定する継続申告、第8条に規定する申請及び第9条に規定する届出においても同様とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、

本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(継続申告の方法)

第5条 継続申告をしようとする者は、申告日を予約のうえ、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「継続申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(継続申告日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第2項及び第3項の規定は、継続申告について準用する。

(通称名の使用)

第6条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書又は継続申告書(以下「宣誓書等」という。)において通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓等を行う時に提示するものとする。

(交付書類)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等をした者(以下「宣誓者等」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書等を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)に宣誓書等の写しを添付し、宣誓者等に交付するものとする。

2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長は、パートナーシップ宣誓書受領証カード(第4号様式。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)に記載するものとする。

(再交付)

第8条 前条の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者等は、当該受領証等を紛失し、毀損し、又は氏名(通称名を含む。)を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 宣誓者等は、前項の規定により提出する再交付申請書に、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。

4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されているときは、受領証等を再交付するものとする。

(返還)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者等の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合及び宣誓者等が締結自治体へ転出し当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の継続の申告をした場合を除く。）。
  - (3) 次条の規定により宣誓等が無効となったとき。
  - (4) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。
- 2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情があるときは、宣誓者等の一方は、市長に申し立てなければならない。
  - 3 市長は、前項の申立てがあった場合において、内容を審査し、特別な事情があると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けるものとする。
  - 4 宣誓者等が締結自治体へ転出し当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の継続の申告をした場合において、受領証等を提出したときは、当該受領証等は第1項の規定により返還されたものとみなす。

（宣誓等の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当するときは、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項又は第5条第2項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（交付番号の公表）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、返還され、又は宣誓等を無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書等の保存期間）

第12条 市長は、宣誓書等を、受領証等が返還され、又は宣誓等を無効とするまでの間及びその後5年間保存する。

（啓発）

第13条 市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民及び事業者への周知啓発に努める。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行により行われる宣誓のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の規定により交付されているパートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードは、改正後の茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の相当規定により交付されたものとみなす。

## パートナーシップ宣誓書

（宛先）茅ヶ崎市長

私たちは、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

（宣誓者）ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

（通称名の場合、戸籍上の氏名\_\_\_\_\_）

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（宣誓者）ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

（通称名の場合、戸籍上の氏名\_\_\_\_\_）

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書及び同意書

私たちは、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づくパートナーシップの宣誓を行うに当たり、次の内容を確認した上で宣誓します。

確認した内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写し、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合のみ）を茅ヶ崎市に返還します。また、返還され、又は無効となった宣誓書受領証等の交付番号が公開されることに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

確認事項		回答欄 (該当する□に✓)	
要綱 第2条 第1号	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係であること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第1号	(年齢) 宣誓日当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第2号	(住所) 市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、他の一方が3月以内に市内に転入を予定していること。 ※転入予定の場合は次に記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※転入予定の場合は、宣誓日から3月以内に、転入を証明する書類を提出すること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第3号	(婚姻の有無) 現に婚姻していないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第4号	(相手以外のパートナーシップの有無) 現に宣誓しようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第5号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと。 ・直系姻族の間でないこと。 ・養子、養親の間でないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第7条 第2項	パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付希望の有無 ※一方のみが希望する場合 希望者の氏名 _____	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。

市制度担当課記載欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書 <input type="checkbox"/> その他の書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書 <input type="checkbox"/> その他の書類
本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )

パートナーシップ宣誓継続申告書

（宛先）茅ヶ崎市長

私たちは、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、転入前に締結自治体において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項及び第2項に規定する交付書類に類する書類の交付を受けたこと及び互いが人生のパートナーであることを申告し、署名します。

年 月 日

（申告者）ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

（通称名の場合、戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_）

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（申告者）ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

（通称名の場合、戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_）

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

パートナーシップ宣誓継続申告に当たっての確認書及び同意書

私たちは、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づく継続申告を行うに当たり、次の内容を確認した上で申告します。

確認した内容が事実と異なることが判明した場合は、継続申告書の写し、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合のみ）を茅ヶ崎市に返還します。また、返還され、又は無効となった宣誓書受領証等の交付番号が公開されることに同意します。

また、本申告書に基づいた受領証等の交付の事実とともに、氏名等の申告に係る事項を、転入前の地方公共団体に通知することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

確認事項		回答欄 (該当する□に✓)	
要綱 第2条 第1号	(関係性) パートナーシップの関係を維持していること	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第1号	(年齢) 継続申告日当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第2号	(住所) 市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第3号	(婚姻の有無) 現に婚姻していないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第4号	(相手以外のパートナーシップの有無) 現に継続申告しようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第3条 第5号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと。 ・直系姻族の間でないこと。 ・養子、養親の間でないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
要綱 第7条 第2項	パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付希望の有無 ※一方のみが希望する場合 希望者の氏名 _____	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。

市制度担当課記載欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 転入前の受領証等類似書類 <input type="checkbox"/> その他の書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 転入前の受領証等類似書類 <input type="checkbox"/> その他の書類
本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )



第 号

年 月 日

### パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとし、自分らしく生活されることを応援します。

茅ヶ崎市長

印

## 注意事項

- 1 この受領証は、茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の趣旨に従って取り扱い  
てください。なお、この受領証は法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還  
してください。
  - (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合を除く。）。
  - (3) 宣誓が無効になったとき。
  - (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 次の場合は、宣誓を無効とします。
  - (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 宣誓の対象者の要件の規定に反しているとき。
  - (4) 転入予定の場合、期日までに転入の書類を提出しないとき。
- 4 返還され、又は無効とした受領証等の交付番号を公表することがあります。

通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに  
準ずるもの）を記載します。

通称名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名等 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。  
この受領証は、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領し  
たことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、受  
領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いい  
たします。

（発行：茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課）

第4号様式（第7条関係）

（表面）

 <b>パートナーシップ宣誓書受領証カード</b>	
茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
第 _____ 号	
氏名	_____
生年月日	_____
宣誓日	_____
茅ヶ崎市長	
	

（裏面）

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。このカードは、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。	
（発行：茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課）	
（通称名を使用している場合）	
通称名	_____
戸籍上の氏名	_____
緊急連絡先（記入は自由です。）	
私 <b>本人</b> が急病やけが等で万が一の場合、 <b>パートナー</b> へ連絡してください。	
<b>パートナー</b>	<b>本人</b>
連絡先 _____	自署 _____

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱第8条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

【再交付申請者】（宣誓者のいずれかに限る。）

氏 名	
住 所	

※要綱第4条第2項に規定する本人確認書類を提示してください。

【再交付を希望するもの】（該当する□に✓をつけてください。）

- パートナーシップ宣誓書受領証  
 パートナーシップ宣誓書受領証カード

【再交付を希望する理由】（該当する□に✓をつけてください。）

- 紛失  汚損等  改姓又は改名  その他（                      ）

【宣誓者】 受領証カードの再交付の場合は、希望する方に✓をつけてください。

氏 名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通称名の場合は 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	
宣誓時の 旧姓又は旧名		

備考 1 紛失以外の場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証、受領証カードを再交付します。

2 改姓又は改名の場合は、変更が確認できる書類を添付してください。

3 申請に来られる方（宣誓者のいずれか）は、本人確認書類をお持ちください。

-----  
**【市制度担当課記載欄】**

添付書類 <input type="checkbox"/> 紛失以外の場合は、交付済み受領証等 <input type="checkbox"/> 改姓・改名の場合は、変更がわかる戸籍個人事項証明書 <input type="checkbox"/> その他の書類（                      ）	本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
---	--

## パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

【返還者】（宣誓者に限る。）

氏 名		
住 所		

※要綱第4条第2項に規定する本人確認書類を提示してください。

【返還するもの】（該当する□に✓をつけてください。）

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証カード

※紛失等により、交付書類のうち返還できないものがある場合

返還できないもの  パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証カード

返還できない者の氏名 \_\_\_\_\_

【返還の理由】（該当する□に✓を付けてください。）

パートナーシップを解消した。

宣誓者の一方又は双方が市外に転出した。

宣誓が無効となった。

宣誓の要件に該当しなくなった。

【宣誓者】

氏 名		
通称名の場合は 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

備考 1 お二人分の交付済みの受領証及び受領証カードをお持ちください。

2 届出に来られる方（宣誓者のいずれか）は、本人確認書類をお持ちください。

【市制度担当課記載欄】

添付書類 <input type="checkbox"/> 交付済み受領証等 A4版・カード（二人分）	本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
---	--

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

令和5（2023）年4月発行（第4版）

発行 茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電話 0467-81-7150

ファクシミリ 0467-57-8388

e-mail : [tayousei@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:tayousei@city.chigasaki.kanagawa.jp)

茅ヶ崎市役所本庁舎2階

